

構成施策事業													課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	(参考)			
大柱-中柱-小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)			進捗率	予算額 (千円)	決算額 (千円)	担当者 (内線)
1 発生の予防																		
(1) 普及啓発の推進																		
① 学校教育(青少年)への推進																		
	記載例1	がん・疾病対策課	依存症セミナーの実施(保健・福祉・介護・司法等相談従事者向け)	依存症治療拠点機関等は、様々な分野に従事する支援者等を対象に、アルコール依存症に対する正しい知識やアルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶことを目的として研修を実施します。	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者や相談支援に従事する者を対象にした研修を行った。(参加者 精神医療センター18名、北里大学病院192名)	○	累計受講者数の増加	A	1000人	685人	210人	200人	105%	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者や相談支援に従事する者を対象にした研修を行う必要がある。	引き続き、神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、依存症セミナーを実施する。	1,982	1,982	山口 (4730)
	記載例2	がん・疾病対策課	依存症治療拠点機関を中心とした医療提供体制の充実	依存症治療拠点機関において、アルコール依存症の治療の充実に向けた治療プログラムの実施や医療従事者を対象とした依存症の研修の実施、セミナー等の開催による普及啓発等の取組みを行い、医療提供体制の充実を図ります。	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、各医療機関にて医療従事者を対象とした研修や入院・外来患者を対象としたアルコール依存症治療プログラムを行った。			A	【自己評価の理由】各医療機関において、入院患者だけでなく外来患者を対象とした治療回復プログラムを複数回実施し、また研修の受講者数も増加していることから、順調に事業が取り組まれていると判断したため。					神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、治療プログラムや研修の実施により、アルコール依存症に係る医療提供体制のさらなる充実を図る必要がある。	引き続き、神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、依存症治療プログラムや医療従事者向けの研修を実施する。	2,894	2,894	山口 (4730)
01	青少年課	保護者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発	青少年喫煙飲酒防止条例による保護者の責務を周知啓発し、青少年の飲酒を防止する行動を促すため、県内各学校の協力を得て飲酒防止に関する資料を配布し、啓発に取り組みます。	中学校1年生の保護者向け飲酒防止の啓発チラシ97,000枚作成して、県内の中学校を通して配布を行った。				B	【自己評価の理由】中学校1年生保護者向け青少年飲酒防止チラシ97,000枚作成し、県内の中学校を通して保護者へ配布した。学校からの追加配付希望など、学校においても活用されており、啓発を行うことができたこと判断したため。					予算が許せば中学校1年生だけでなく、全在校生に配布することが望ましい。	次年度も取組を継続予定。	380	395	坪井 (3848)
02	青少年課	県民に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発	青少年喫煙飲酒防止条例による県民の責務等について周知啓発し、青少年を取り巻く社会環境の健全化への取組みについて県民の理解と協力を喚起します。また、青少年を支える社会環境づくりを地域が一体となって進めるため、「青少年の非行・若者育成支援強調月間(7月)」及び「子供・若者育成支援強調月間(11月)」に、関係機関、関係団体との連携により、県内各地での街頭キャンペーン等で飲酒防止に関することを含めて啓発活動を実施します。	チラシやクリアファイルを作成・配布。関係業界との協働による啓発活動として、社会環境健全化推進街頭キャンペーンを令和5年の7月、11月に各2回、横浜市及び川崎市で開催した。				B	【自己評価の理由】計画どおりの回数でキャンペーンを実施し、配布予定であった啓発物品を全て配付し、啓発活動が行えたこと考えたため。					特になし	次年度も取組を継続予定	243	197	坪井・戸塚 (3848・3850)
03	青少年課	関係事業者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発	関係事業者に対して条例に基づく取組みを周知するため、関係業界団体等を通じて飲酒防止に関する啓発物等を配付し、啓発に取り組みます。	青少年の飲酒防止のスイングPOPを53,100部作成して、業界団体を通じて配布(店舗の酒類売り場に掲示)した。				B	【自己評価の理由】関係事業者との連携により、酒類を扱う店頭で、効果的な啓発を行うことができた。					特になし	次年度も取組を継続予定	905	720	三浦 (3850)
04	保健体育課	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じた計画的・継続的な喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進するため、①児童・生徒に対する指導の充実、②教職員に対する指導・研修の充実、③学校・家庭・地域等との連携を図ります。	①児童生徒に対する指導を充実させた。 ②教員等に対する指導・研修を充実させた。 ③学校・家庭・地域等と連携した。				B	【自己評価の理由】 ①児童生徒に対する指導の充実 ②薬物乱用防止教室の開催について推進した。 ③教員等に対する指導・研修の充実 ④喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座をオンラインにて開催した。 ⑤学校・家庭・地域等との連携について					○薬物乱用防止教室の実施率をできる限り向上させる。 ○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座の内容を引き続き充実させていく。	昨年度と同様だが、推進の取組を強化していくとともに、研修内容の充実を図っていく。	37	34	佐藤(栄) (8309)
05	生涯学習課	PTA活動のためのハンドブックによる啓発	児童・生徒を取り巻く今日的課題の一つとして飲酒問題を取り上げ、PTAの理解と問題の解決に向けた取組みを進めるため、「PTA活動のためのハンドブック」への掲載と配付を通じ、啓発に取り組みます。	・「PTA活動のためのハンドブック」を改定し、ホームページに掲載した。[通年] ・神奈川県立高等学校PTA連合会の会議等で上記ハンドブックを周知した。 ・神奈川県PTA協議会や神奈川県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会の定期総会で上記ハンドブックを周知した。 ・神奈川県立「高P連会報」第132号の「教育委員会の掲示板」のページ(P7)において、「PTA活動のためのハンドブック」を紹介した。				A	【自己評価の理由】年間を通じて「PTA活動のためのハンドブック」の利用に係る問い合わせがあり、学校や市町村においてハンドブックが活用されていると判断したため。					特になし	「PTA活動のためのハンドブック」を時点修正し、関係機関に配付し、周知する。	-	-	佐野 (8345)

構成施策事業													課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	(参考)						
大柱一中柱一小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)			進捗率	予算額 (千円)	決算額 (千円)	担当者 (内線)			
② 県民への推進																					
	06	精神保健福祉センター	アルコール健康障害に関するリーフレットによる啓発	各地域の相談窓口や研修会等でアルコール健康障害に関するリーフレットを配付し、アルコール依存症を含め、広くアルコール健康障害に対する正しい知識の普及啓発に取り組みます。	講演会や研修会、依存症面接において、支援者や一般県民に配布及びオンラインでデータ情報を伝えた。			A	【自己評価の理由】 講演会や研修会、依存症面接において、支援者や一般県民に配布及びオンラインでデータ情報を伝えた。啓発に取り組んだと判断したため。また、一般向けおよび、女性向けアルコールリーフレットの更新を行った。							より広く普及啓発を行うため、配布先及び方法の拡充を図る。	引き続きリーフレットを活用した普及啓発に努める。	-	-	小林 (2108)	
	07	精神保健福祉センター	酒害予防講演会(依存症公開講座)の実施	県民を対象に、アルコール健康障害の予防を図ることを目的として、不適切な飲酒による心身の健康障害について学ぶ講演会について、開催・開催方法を工夫して取り組めます。 特に若い世代に対して、アルコールのリスクや適正飲酒について正しい知識の普及啓発を図るため、県内の大学等と連携した取り組みを実施します。	令和5年度 依存症公開講座 「ゲーム行動症(依存症)と発達特性～上手な遊び方を考える～」 参加者:91名	○	累計参加者数の増加	A	450人	171人	91人	90人	101%				会場の確保や運営の人員確保で困難なところがある。	依存症総合対策の一環として開催方法やテーマ、関係機関との共催などを検討していく。	38 + 需用費 + 役員費	38 + 需用費 + 役員費	小林 (2108)
	08	生涯学習課	家庭教育推進事業	家庭教育を取り巻く課題の一つとして飲酒問題をとり上げ、「家庭教育ハンドブックすこやか」への掲載と配付を通じ、啓発に取り組めます。	県内の国・公・私立中学校、中等教育学校、特別支援学校中等部の新中学1年生の保護者等(政令市立の学校を除く)に配付した(41,500部)			A	【自己評価の理由】 年間を通じて「PTA活動のためのハンドブック」の利用に係る問い合わせがあり、学校や市町村においてハンドブックが活用されていると判断したため。								特になし	「PTA活動のためのハンドブック」を時点修正し、関係機関に配付し、周知する。	-	-	佐野 (8345)
	09	雇用労政課	労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発	かながわ労働センターが実施する働く人のメンタルヘルズ相談、一般労働相談、労務管理セミナー等の機会に、アルコール関連問題に関するリーフレット等の資料を配付し、啓発に取り組めます。	なし			A	【自己評価の理由】 今後は関係課と協力し、アルコールに関するリーフレットを配布することで、労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発をしていく必要がある。 ※がん・疾病対策課よりリーフレットの配布が無く、雇用労政課も求めなかったため今後は協力して取り組む必要がある。								リーフレットの配布先について検討し、今後配布していく	かながわ労働センターが実施する働く人のメンタルヘルズ相談、労務管理セミナーの機会にアルコール関連問題に関するリーフレット等の資料を配布し、啓発に取り組む。	なし	なし	林 (5746)
	10	がん・疾病対策課	依存症に関する普及啓発	アルコール依存症を含む依存症の正しい知識や精神保健福祉センター等の相談窓口について、広く県民に理解していただけるよう動画やリーフレット等を活用し、普及啓発に取り組めます。	現在県ホームページでは、自らの状態をセルフチェックし、早期に気づくことができるよう、アルコール依存症についてのスクリーニングテストを掲載している。啓発期間においては、かなチャンTV	○	精神保健福祉センターや保健所等の相談窓口の認知度の増加	D	60.0%	24.7%	28.5%	35.5%	35%				相談先の認知度について、精神保健福祉センターや保健所等の行政相談窓口の認知度は年々徐々に増加傾向にあるが、広く県民が理解できて	行政の関係機関や自助グループ、医療機関と連携し、県民がアルコール依存症について理解してい	9,559	6,400	小佐野、山口 (5189,4730)
	11	がん・疾病対策課	アルコール関連問題啓発週間の取組み	国が定める「アルコール関連問題啓発週間(毎年11月10日から16日)」において、市町村や依存症相談拠点・治療拠点機関、事業者等関係機関と連携し、広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるためのイベント等広報活動を行います。	啓発週間中、公共交通広告及びインターネット広告を実施し、15秒のアルコール依存症対策動画を放映した。 ○放映期間:11月13日～11月19日 ○放映動画:「ちょっとした息抜きのつもりが…(アルコール編)」 ○放映場所: 小田急OTV 車内デジタルサイネージ JR横須賀・総武快速線トレインチャンネル Yahoo!ディスプレイ			B	【自己評価の理由】 啓発週間中、公共交通広告及びインターネット広告を実施し、男女問わず幅広い世代に向けた広報ができたこと判断したため。								啓発週間において公共交通広告及びインターネット広告を実施するほか、依存症治療拠点病院の神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、広く普及啓発できるよう県ホームページやYoutubeに掲載する予定である。	行政の関係機関や自助グループ、医療機関と連携し、県民がアルコール依存症について理解していただけるような動画を作成し、広く普及啓発できるよう県ホームページやYoutubeに掲載する予定である。	9,559	6,400	小佐野 (5189)
	12	がん・疾病対策課	かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供	アルコール依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながることを目的として、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。	令和5年度の月別アクセス数は次のとおりであった。 【4月】865件、【5月】4812件、【6月】4918件、【7月】4048件、【8月】4274件、【9月】4811件、【10月】5227件、【11月】5365件、【12月】4393件、【1月】4716件、【2月】5113件、【3月】5116件	○	かながわ依存症ポータルサイトのアクセス数の増加	B	6000件/月	3300件/月	4472件/月	6000件/月	75%				令和元年度から5年度にかけて、年々ポータルサイトへのアクセス数は順調に増加している。今後も、普及啓発等を通じて情報を必要としている県民がポータルサイトに集ることができるよう取り組む必要がある。	引き続き、既存の普及啓発媒体に加え、6年度に作成するポスター等によりポータルサイトを案内し、県民に広く広報できるよう努める。	3,626	3,626	小佐野、山口 (5189,4730)

構成施策事業													課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	(参考)			
大柱-中柱-小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)			進捗率	予算額 (千円)	決算額 (千円)	担当者 (内線)
(2) ところの健康づくり																		
① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進																		
	13	雇用労政課	メンタルヘルス講演会の開催	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。	「職場のハラスメントの防止対策と事後対応」をテーマに、労働法の専門弁護士を講師に、経営者、管理監督者、人事労務担当者等を対象に講演会を開催した。(参加者81名)			A	【自己評価の理由】 事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催することに意義があると判断したため。					特になし	引き続き、事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、講演会を開催する。	1,310千円の一部	1,292千円の一部	横倉 (5740)
	14	雇用労政課	職場のハラスメント対策等	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化月間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。	弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会、職場のハラスメントに関するセミナー、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等を実施。			A	【自己評価の理由】 職場のハラスメントなどの防止に向けた普及啓発につながっていると判断したため。					特になし	引き続き、弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会、職場のハラスメントに関するセミナー、中小企業訪問等を実施していく。	1,310千円の一部	1,292千円の一部	林 (5746)
	15	精神保健福祉センター	職域研修会における相談窓口の周知	保健福祉事務所・センター及び保健所が各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象として開催する研修会を通じて、アルコール健康障害について情報提供し、相談窓口や専門医療機関等の周知に取り組みます。	県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会の開催の際には、アルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識について普及啓発を行った。			B	【自己評価の理由】 アルコール健康障害等のリーフレットの配架をお願いしたり、部数が不足した際には必要分送付するなど、啓発に取り組むことができたため。					職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していくことが必要である。	保健所等が開催する職域研修会等の機会を通じて、アルコール健康障害等のリーフレット等を配架し、働く人のメンタルヘルスについて知識の普及を図る。	—	—	小林 (2108)
	16	雇用労政課	働く人のメンタルヘルス相談の実施	かながわ労働センターにおいて「働く人のメンタルヘルス相談」を実施するとともに、相談員のアルコール健康障害や関係機関に関する理解と知識を深め、必要に応じて、相談者等を適切な相談窓口につなげるにより、労働者のアルコール問題を解決に導く取組みを行います。	かながわ労働センター本所にて「働く人のメンタルヘルス相談」(第1・2・3・4火曜日、カウンセラー対応)を実施。			A	【自己評価の理由】 働く人のメンタルヘルス相談を実施するとともに、必要に応じて、相談者等を適切な相談窓口につなげるにより、労働者のアルコール問題の解決に導いていると判断したため。					特になし	引き続き、働く人のメンタルヘルス相談を実施していく。	1,310千円の一部	1,292千円の一部	林 (5746)

構成施策事業													(参考)					
大柱-中柱-小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)	進捗率	課題	次年度の方向性(令和6年度分)	予算額(千円)	決算額(千円)	担当者(内線)
② 地域におけるこころの健康づくりの推進																		
	17	精神保健福祉センター	こころの電話相談	県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。	【精神保健福祉センター】 相談件数 251件 【委託】 相談件数 38576件 合計 38827件			B	【自己評価の理由】 アルコールを含め、様々なこころの相談を受けとめているが、より多くの相談を受けるため、事業委託の形態としたが、つながりにくい状態にあると判断したため。	相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況がある。	接続の改善として回線拡充と緊急を要する相談に対応する専用相談回線を設置する。	109,392	87,969	篠崎(2107)				
	18	精神保健福祉センター	精神保健福祉普及相談事業	保健福祉事務所・センター、保健所や精神保健福祉センターにおいて、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	こころの電話相談 相談件数:38,827件			B	【自己評価の理由】 アルコールを含め、様々なこころの相談を受けとめているが、より多くの相談を受けるため、事業委託の形態としたが、つながりにくい状態にあると判断したため。	相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況がある。	接続の改善として回線拡充と緊急を要する相談に対応する専用相談回線を設置する。	109,392	87,969	篠崎(2107)				
	19	がん・疾病対策課	いのちのほっとライン@かながわ	若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供するとともに、相談員への研修の充実、民間団体等の相談窓口との相互連携を推進し、相談体制を充実させていきます。	相談時間:17:00~22:00 常設日:平日及び日曜 相談体制:8回線 総着信件数:11,494件 相談対応件数:9,121件			B	【自己評価の理由】 相談対応率は、8割を維持しており、相談後のアンケートにおいても、約95%の方が「また相談したい」と回答したから。	より多くの方の相談に対応する必要がある。 相談対応率をさらに上げていく必要がある。	相談時間を延長し、相談前にチャットボットによる的確な相談窓口への案内を行う。	54,914	52,586	青木(4728)				
	20	がん・疾病対策課	X(旧Twitter)等広告事業	X(旧Twitter)上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行うとともに、他のメディアにおける同様の取組みについても検討していきます。	広告表示回数:45,817,789回 リンクへのクリック数:81,599回 相談窓口への架電件数:3,554回 LINE相談への遷移件数:218回			B	【自己評価の理由】 広告表示回数リンクへのクリック数、相談窓口への架電件数、LINE相談への遷移件数それぞれ昨年度と比較して伸びているから、。	広告表示回数やバナーのクリック率を伸ばす必要がある。	キーワードの適宜見直しと、ランディングページとバナーのリニューアルを行う。	6,875	8,624	青木(3728)				
	21	共生推進本部 女性相談支援センター	女性電話相談室	経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送るうえで起こる様々な問題を抱える女性からの相談を受けています。	相談件数1353件 人間関係、医療問題など様々な問題を抱える女性からの相談を受けた。アルコール健康障害に関する相談は無かった。			B	【自己評価の理由】 令和5年度は、アルコールを主訴とする相談は無かったが、相談があれば助言や情報提供を行える体制を整えているため。	相談者からアルコールに関する相談がなければ、専門機関に繋ぐことが難しい。	アルコールを主訴とする相談があれば、適切な機関へ繋げられるようにする。	5,990	5,895	印南 3641(男女共同参画グループ)				
	22	子ども家庭課	かながわひとり親家庭相談LINE	毎週火曜日、木曜日、土曜日の14時から21時に相談できるLINE相談窓口を開設し、離婚に伴う様々な悩みや仕事、子育て、教育費等の生活上の不安、困りごとについて、相談員が相談者との対話を通じて、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内します。	ひとり親家庭を対象に、いつでも気軽に相談できる窓口として、様々な悩みを傾聴するとともに、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内した。			B	【自己評価の理由】 ひとり親家庭を対象に、いつでも気軽に相談できる窓口として、様々な悩みを傾聴するとともに、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内した。	登録者数を増やすとともに、相談対応の向上に努めている。	引き続き、周知・広報を行い、登録者数を増やすとともに、相談対応の向上に努める。	17,734	17,674	原田さん				
	23	青少年課	かながわ子ども・若者総合相談事業	電話または面接により困難を有する子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野(教育・警察・福祉・就労支援等)の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、困難を有する子ども・若者の悩みを聴くとともに、アルコールに関する問題を含めて、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談 延べ2,150件 来所相談 延べ322件 LINE相談 延べ2,434件			B	【自己評価の理由】 週6日、土日、祝日も電話及び来所による相談に対応するほかLINEによる相談対応を行い、おおむね39歳までのさまざまな相談支援を行った。件数は少ないと思われるが、アルコールに関する相談についても対応している。支援対象者の状況によっては市町村や地域の支援機関と連携し、情報共有を行っている。また、市町村のひきこもり支援機能を強化するため、精神科医や弁護士からなる多職種支援チームが、市町村の有する困難事例の助言を行うなど、ひきこもりの支援体制の強化について、順調に取組を行ったと判断した。	・困難な相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的助言を要するほか、困難事例においては、市町村やNPO、関係機関と連携が引き続き必要である。そのためにも、県子ども・若者支援連携会議・ブロック会議が単なる情報交換の場ではなく、実践的な場となるよう検討が必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、アルコール関連の相談も含め、困難を有する子ども・若者の相談においては、市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「子ども・若者支援連携会議・ブロック会議」を開催し、関係機関との情報共有を図る。	54,146	49,326	吉田(3841) 小池・川島(263-4467)				
	24	青少年課	神奈川県ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行うとともに、必要に応じて市町村や関係機関へ連携するための調整を行います。	・青少年センター内にて、「子ども・若者総合相談センター」との一体運営である「ひきこもり地域支援センター」において、各専門分野(教育・警察・福祉・就労支援等)の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、ひきこもり当事者及びその家族に対して相談窓口等により支援する中で、アルコールに関する問題などを含めて、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談 延べ552件 来所相談 延べ108件 LINE相談 延べ978件			B	【自己評価の理由】 週6日、土日、祝日も電話及び来所による相談に対応するほかLINEによる相談対応を行い、年齢を問わず、ひきこもりでお悩みの方や家族からの相談支援を行った。その中で、アルコールに関する相談を受けることがあり、支援対象者の状況によっては市町村や地域の支援機関と連携し、情報共有を行っている。また、市町村のひきこもり支援機能を強化するため、精神科医や弁護士からなる多職種支援チームが、市町村の有する困難事例の助言を行うなど、ひきこもりの支援体制の強化について、順調に取組を行ったと判断した。	・困難な相談事例においては、精神科医師や弁護士などの専門的助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が引き続き必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、年齢を問わずひきこもりでお悩みの方や家族からの相談を受けていく中で、アルコール問題についても支援していく。市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「ひきこもり支援市町村等連携会議」を開催し、市町村等との連携体制の構築を図る。	54,146	49,326	吉田(3841) 三浦(263-4467)				

構成施策事業													課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	(参考)			
大柱-中柱-小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)			進捗率	予算額 (千円)	決算額 (千円)	担当者 (内線)
			③ 学校におけるこころの健康づくりの推進															
	25	学校支援課	スクールカウンセラー配置活用事業	不登校等の未然防止や早期対応を図るため、こころの問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立学校に配置します。 また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所等に配置し、経験年数の少ないスクールカウンセラーへの指導・助言を行います。	・スクールカウンセラーの配置を大幅に拡充し、すべての県立高等学校・中等教育学校(137校)に配置し、24,997件の相談に対応した。 ・スクールカウンセラースーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言等を行った。			A	【自己評価の理由】 すべての県立高等学校・中等教育学校(137校)に配置し、週に1回スクールカウンセラーが勤務したことで、不登校の未然防止や生徒の心の問題に対して迅速かつ的確に対応できた。					子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいため、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。	困難を抱える子どもを早期に把握し、適切な支援につなげていくため、引き続き、スクールカウンセラーをすべての県立高校・中等教育学校に配置し、各学校における校内支援体制の充実を図る。	188,434	187,065	
	25	子ども教育支援課	スクールカウンセラー配置活用事業	不登校等の未然防止や早期対応を図るため、こころの問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立学校に配置します。 また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所等に配置し、経験年数の少ないスクールカウンセラーへの指導・助言を行います。	・スクールカウンセラーを全公立中学校(小学校にも対応)に配置するとともに、重点配置校を24校から90校に拡大し、県内小・中学校で64,766件(速報値)に対応した。 ・スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所及び横須賀市教育委員会に配置し、経験3年未満のスクールカウンセラーに対して、年2回の巡回相談を実施した。 ・県で1回、地区別各1回の連絡協議会を開催した。			A	【自己評価の理由】 小・中学校での児童・生徒、保護者からの相談だけでなく、昨年度と比べ、ケース会議等への参加回数が2,425回から2,594回(速報値)に増加している。校内の支援体制を充実させるため、効果的にスクールカウンセラーを活用する状況がみられる。また、県内の関係機関との連携が強化されてきている。				不登校児童・生徒数は毎年増加傾向にある。子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいため、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。	現在不登校の状況にある児童・生徒への相談体制や継続的な支援を充実させるとともに、小・中学校校、学年間での連携を深める等、新たな不登校を生まなためたの未然防止策に努める。	386,289	352,217	石黒 (8225)	
	26	学校支援課	スクールソーシャルワーカー配置活用事業	社会福祉等の専門的知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全教育事務所及び県立学校の拠点校に配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行います。	・スクールソーシャルワーカーの配置を大幅に拡充し、すべての県立高等学校・中等教育学校(137校)に配置した。 ・年間を通じて、教職員・生徒・保護者との面談、関係機関とのケース会議等を18,654回実施した。			A	【自己評価の理由】 すべての県立高等学校・中等教育学校(137校)に配置し、週に1回スクールソーシャルワーカーが勤務したことで、生徒の生活に関する環境調整が迅速に行えたことで、生徒の安心につながった。				子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいため、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。 ・学校との関わりが希薄な不登校の生徒への支援体制を強化していく必要がある。	困難を抱える子どもを早期に把握し、適切な支援につなげていくため、引き続き、スクールソーシャルワーカーをすべての県立高校・中等教育学校に配置し、各学校における校内支援体制の充実を図る。	166,576	162,765		
	26	子ども教育支援課	スクールソーシャルワーカー配置活用事業	社会福祉等の専門的知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全教育事務所及び県立学校の拠点校に配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行います。	・スクールソーシャルワーカー50名及びスクールソーシャルワーカーアドバイザー4名を各教育事務所等に配置した。また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2名を教育局に配置した。 ・スクールソーシャルワーカー連絡会を2回、スクールソーシャルワーカー等活用事業連絡協議会を2回開催し、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図った。 ・令和5年度は1,767人が支援対象の児童・生徒となった。			A	【自己評価の理由】 自設対策計画では、目標値に比べて22.5%となったにもかかわらず、支援の対象となった児童・生徒数は-9.3%となり、スクールソーシャルワーカーによる支援が進んでいると判断するため。				個々のスクールソーシャルワーカーの支援状況に差があり、学校等でのスクールソーシャルワーカーの活用をより一層図る必要がある。	スクールソーシャルワーカーについて会議等を通して周知し、学校等での活用をより一層図っていく。	107,255	77,083	片山 (8292)	
	27	学校支援課	県立高等学校等へのスクールメンター配置活用事業	いじめ、不登校、自殺(自傷行為)等の問題に対応するため、学校生活の様々な機会に生徒と関わり、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターを配置し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援を行います。	困難を抱えている生徒を支援するため、スクールメンターの配置を必要とする県立高等学校22校、県立中等教育学校2校に配置し、相談や学習支援等に対応した。			A	【自己評価の理由】 相談窓口の周知に当たり、1人1台端末にプッシュ型で情報を配信するなど、効果的な周知を行うことができた。				子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいため、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。	引き続きスクールカウンセラー等の外部人材を活用するとともに、「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口の周知に努める。	-	-		
	28	精神保健福祉センター	教職員向け研修会への講師派遣	教職員向け研修会に対して、「出前講座」の講師を派遣することにより、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することのできる教職員の育成に取り組みます。	教職員向け研修会2回実施 参加者数 995人			A	【自己評価の理由】 自殺対策計画では、目標値として年間24箇所、R5年で2箇所派遣している。取り組みによりアルコール健康障害対策の強化・充実が図られたものと考えられる。				申込が集中する時の対応、新規講師の開拓も課題。	引き続き、周知に努めこども、若者支援に重点を置き実施していく。	-	-	佐々木 (2106)	
	29	子ども教育支援課	SOSの出し方に関する教育の推進	保健師、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士等の地域の外部人材の活用を図ったりするなど、各学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じた、「SOSの出し方に関する教育」に取り組みます。 また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について児童・生徒への周知を図ります。	・県内市町村教育委員会や、児童・生徒指導担当教員が参加する会議等で、「SOSの出し方に関する教育」の必要性を周知した。 ・令和5年度よりかながわ子どもサポートドックを実施し、スクールカウンセラー等を大幅に拡充し、子どもたちの抱える困難に対応した。			B	【自己評価の理由】 市町村教育委員会へのヒアリングでは、実施について地域による差が見られた。				子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいため、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。	引き続き学校がスクールカウンセラー等と協働し、困難を抱える子どもへの対応を進めていく。			黒川 (8292)	
	29	高校教育課	SOSの出し方に関する教育の推進	保健師、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士等の地域の外部人材の活用を図ったりするなど、各学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じた、「SOSの出し方に関する教育」に取り組みます。 また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について児童・生徒への周知を図ります。	外部の専門人材であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを大幅に増員し、自らSOSを出せない子どもも含め、支援する体制を構築した。また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について相談窓口紹介カードの配付や1人1台端末にプッシュ型で情報を配信するなどして、周知した。			A	【自己評価の理由】 相談窓口の周知に当たり、1人1台端末にプッシュ型で情報を配信するなど、効果的な周知を行うことができた。				子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいため、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。	引き続きスクールカウンセラー等の外部人材を活用するとともに、「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口の周知に努める。	-	-		
	30	学校支援課	地域連携による高校生のおこころサポート事業	本事業推進校に指定された学校の活動報告を、県立高等学校等の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、県立高等学校等に対して、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の普及に取り組みます。	県立高等学校の中から、事業推進校6校を指定し、ストレス緩和や心理的ケアについての講演会や相談会を実施するなど、こころの課題を抱える生徒への対応等の校内研修を実施した。 実施回数：35回			A	【自己評価の理由】 教職員に対しての講演会は自殺予防を含む生徒支援の理論的裏付けや、支援体制の構築に寄与した。また、生徒に対する講演会ではいのちの大切さについて学びきっかけを与えることができた。				児童虐待や家庭内暴力により、心身に被害を受けている生徒や、学校不適応や精神疾患、発達の問題がある生徒など、多岐に渡る課題や困難を抱える子どもへの対応が求められている。	引き続き、事業推進校による取組を推進するとともに、事業成果の普及に取り組み。	790	525		

構成施策事業													課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	(参考)			
大柱-中柱-小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)			進捗率	予算額 (千円)	決算額 (千円)	担当者 (内線)
(3) 不適切な飲酒への対策																		
① 二十歳未満の者や妊産婦に対する対策																		
	31	健康増進課	二十歳未満の者の飲酒をなくすための取組み	二十歳未満の者の飲酒は、特に身体に与える影響が大きいことから、イベント等において、啓発媒体を活用した普及啓発を実施します。	アルコールについてのリーフレット配架、ホームページ等での発信(通年) ・保健福祉事務所・同センター、市町村等	○	二十歳未満(男性15歳以上20歳未満)の飲酒をなくす	E	0.0%	16.1%	16.1%	12.9%	0%	継続して学校や職場等で20歳未満の飲酒リスクの普及啓発を行う必要がある。 【備考】 「計画当初時点(B)」「直近値(C)」の値はいずれも平成29～令和元年県民健康・栄養調査報告書の値。(令和2、3年は新型コロナウイルス感染症の関係で調査中止となっており、次回報告書の公表時期が未定であるため)	引き続き、保健福祉事務所・同センター、市町村で普及啓発を実施する。	763	706	山田(4784)
	32	健康増進課	妊産婦の飲酒をなくすための取組み	妊娠中及び授乳中の飲酒は、胎児や乳児等の身体に与える影響が大きいことから、市町村が行う母子保健事業の中で正しい知識の普及や保健指導等の取組みを支援していきます。	保健福祉事務所で行っている健康教育事業・健康相談事業で、妊娠中の飲酒の影響について知識の普及啓発を行った。 ・実施主体:8保健福祉事務所・センター ・一般相談:相談件数 162件(延べ) ・専門相談:実施回数 23回 相談件数 25件(延べ) ・集団指導:実施回数 77回 参加人数 8,193人	○	妊娠中の飲酒をなくす	D	0.0%	1.5%	1.4%	1.2%	33%	妊娠中の飲酒は、妊婦自身の合併症のリスクを高めるだけでなく、胎児性アルコール症候群等を引き起こすこととされていることから、妊娠中の飲酒を無くしていく必要がある。背景にアルコール依存の可能性もあり、妊娠前からの健康管理の必要性を普及啓発していく必要がある。	引き続き、普及啓発を実施する。	-	-	岡田(4787)
	33	青少年課	保護者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発【再掲】	青少年喫煙飲酒防止条例による保護者の責務を周知啓発し、青少年の飲酒を防止する行動を促すため、県内各学校の協力を得て飲酒防止に関する資料を配布し、啓発に取り組みます。	中学校1年生の保護者向け飲酒防止の啓発チラシ97,000枚作成して、県内の中学校を通して配布を行った。			B	【自己評価の理由】中学校1年生保護者向け青少年飲酒防止チラシ97,000枚作成し、県内の中学校を通して保護者へ配布した。学校からの追加配布希望など、学校においても活用されており、啓発を行うことができたことと判断したため。					予算が許せば中学校1年生だけでなく、全校生に配布することが望ましい。	次年度も取組みを継続予定	380	395	坪井(3848)
	34	青少年課	県民に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発【再掲】	青少年喫煙飲酒防止条例による県民の責務等について周知啓発し、青少年を取り巻く社会環境の健全化への取組みについて県民の理解と協力を喚起します。また、青少年を支える社会環境づくりを地域が一体となって進めるため、「青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)」及び「子供・若者育成支援強調月間(11月)」に、関係機関、関係団体との連携により、県内各地での街頭キャンペーン等で飲酒防止に関することを含めて啓発活動を実施します。	チラシやクリアファイルを作成・配布。関係業界との協働による啓発活動として、社会環境健全化推進街頭キャンペーンを令和5年の7月、11月に各2回、横浜市及び川崎市で開催した。			B	【自己評価の理由】計画どおりの回数でキャンペーンを実施し、配布予定であった啓発物品を全て配付し、啓発活動が行えたことと判断したため。					特になし	次年度も取組みを継続予定	243	197	坪井・戸塚(3848・3850)
	35	青少年課	関係事業者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発【再掲】	関係事業者に対して条例に基づく取組みを周知するため、関係業界団体等を通じて飲酒防止に関する啓発物等を配付し、啓発に取り組みます。	青少年の飲酒防止のスイングPOPを53,100部作成して、業界団体を通じて配布(店舗の酒類売り場に掲示)した。			B	【自己評価の理由】関係事業者との連携により、酒類を扱う店頭で、効果的な啓発を行うことができた。					特になし	次年度も取組みを継続予定	905	720	三浦(3850)
	36	保健体育課	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進【再掲】	児童・生徒の発達段階に応じた計画的・継続的な喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進するため、①児童・生徒に対する指導の充実、②教職員に対する指導・研修の充実、③学校・家庭・地域等との連携を図ります。	①児童生徒に対する指導を充実させた。 ②教員等に対する指導・研修を充実させた。 ③学校・家庭・地域等と連携した。			B	【自己評価の理由】 ①児童生徒に対する指導の充実 ②薬物乱用防止教室の開催について推進した。 ③教員等に対する指導・研修の充実 ④喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座をオンラインにて開催した。 ⑤学校・家庭・地域等との連携について					○薬物乱用防止教室の実施率をできる限り向上させる。 ○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座の内容を引き続き充実させていく。	昨年度と同様だが、推進の取組を強化していくとともに、研修内容の充実を図っていく。	37	34	佐藤(栄)(8309)
	37	生涯学習課	PTA活動のためのハンドブックによる啓発【再掲】	児童・生徒を取り巻く今日的課題の一つとして飲酒問題を取り上げ、PTAの理解と問題の解決に向けた取組みを進めるため、「PTA活動のためのハンドブック」への掲載と配付を通じ、啓発に取り組みます。	・「PTA活動のためのハンドブック」を改定し、ホームページに掲載した。[通年] ・神奈川県立高等学校PTA連合会の会議等で上記ハンドブックを周知した。 ・神奈川県PTA協議会や神奈川県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会の定期総会で上記ハンドブックを周知した。 ・神奈川県「高P連合会」第132号の「教育委員会の掲示板」のページ(P7)において、「PTA活動のためのハンドブック」を紹介した。			A	【自己評価の理由】年間を通じて「PTA活動のためのハンドブック」の利用に係る問い合わせがあり、学校や市町村においてハンドブックが活用されていると判断したため。					特になし	「PTA活動のためのハンドブック」を時点修正し、関係機関に配付し、周知する。	-	-	佐野(8345)
	38	精神保健福祉センター	酒害予防講演会(依存症公開講座)の実施【再掲】	県民を対象に、アルコール健康障害の予防を図ることを目的として、不適切な飲酒による心身の健康障害について学ぶ講演会について、開催・共催方法を工夫して取り組みます。特に若い世代に対して、アルコールのリスクや適正飲酒について正しい知識の普及啓発を図るため、県内の大学等と連携した取組みを実施します。	令和5年度 依存症公開講座「ゲーム行動症(依存症)と発達特性～上手な遊び方を考える～」参加者:91名	○	累計参加者数の増加	A	累計450人	171人	91人	90人	101%	会場の確保や運営の人員確保で困難なところがある。	依存症総合対策の一環として開催方法やテーマ、関係機関との共催などを検討していく。	38 +需用費+役務費	38 +需用費+役務費	小林(2108)
	39	青少年課	青少年喫煙飲酒防止条例に基づく立入調査の実施	青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みの実施状況について関係店舗に立入調査を行い、必要に応じて指導等を行います。また、全ての酒類自動販売機に成人識別装置が設置されるよう継続的な指導を行います。	令和5年度の実施件数は153件(対面販売店舗141件、自動販売機12台)。横浜市・川崎市の店舗は青少年課が、他地域は各地域県政総合センターが調査を実施した。			B	【自己評価の理由】調査実施計画の元、予定していた店舗の立入調査を実施し、必要に応じて条例等に基づき指導を行うことができたため。					特になし	次年度も取組みを継続予定	-	-	戸塚(3850)
② 販売、提供への対策																		
	40	青少年課	青少年喫煙飲酒防止条例に基づく立入調査の実施【再掲】	青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みの実施状況について関係店舗に立入調査を行い、必要に応じて指導等を行います。また、全ての酒類自動販売機に成人識別装置が設置されるよう継続的な指導を行います。	令和5年度の実施件数は153件(対面販売店舗141件、自動販売機12台)。横浜市・川崎市の店舗は青少年課が、他地域は各地域県政総合センターが調査を実施した。			B	【自己評価の理由】調査実施計画の元、予定していた店舗の立入調査を実施し、必要に応じて条例等に基づき指導を行うことができたため。					特になし	次年度も取組みを継続予定	-	-	戸塚(3850)
	41	青少年課	社会環境実態調査の実施	市町村や地域の青少年育成関係者と連携し、青少年の健全育成への影響が考えられる各種営業等の状況を把握するため、カラオケ店、インターネットカフェ等において「二十歳未満の者の喫煙飲酒禁止の表示」、「酒類自動販売機設置状況」等の基本データを収集する調査を実施します。また、その内容を踏まえて、酒類販売時の年齢確認が不十分な営業等の是正を図ります。	7月から9月に調査を実施。調査件数はインターネットカフェ・まんが喫茶46件、カラオケボックス77件、コンビニドラッグストア256件			B	【自己評価の理由】調査により青少年喫煙飲酒防止条例の順守状況を確認するとともに、条例違反等の疑いのある店舗への立入調査と併せて実施することができたため。					特になし	次年度も取組みを継続予定	240	56	戸塚(3850)

構成施策事業													課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	(参考)							
大柱	中柱	小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標 (A)	計画当初 時点(B)			直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率	予算額 (千円)	決算額 (千円)	担当者 (内線)		
			42	青少年課	関係業界団体との協働の取組みの推進	青少年の飲酒を防止する社会環境づくりに向け、青少年喫煙飲酒防止条例の趣旨を踏まえ、県と関係業界団体が協働で啓発活動を実施します。	青少年健全育成推進業界協議会として協働の体制を再整理し、店舗掲示用スイングPOP(53,100部)を作成・配付することで、啓発活動を連携して実施した。			A	【自己評価の理由】 協働体制(協議会)の再整理により、関係事業者の負担軽減や事務効率化が図られ、さらに効果的に啓発活動の連携が図れたため。						特になし	次年度も取組みを継続予定	905	720	三浦 (3850)	
③ 飲酒運転防止に係る対策																						
			43	くらし安全交通課	飲酒運転根絶運動	県民の交通安全意識の向上と交通事故防止の徹底を図る県民総ぐるみの交通安全運動の一つとして、飲酒運転根絶に関する運動を実施し飲酒運転根絶県民大会をはじめとするキャンペーンや広報誌を活用した広報啓発活動を実施するなど、飲酒運転を許さない社会づくりを推進します。	12月に「飲酒運転根絶強化月間」を実施し、市町村、県警察、交通安全対策協議会関連団体を通してポスターを配布した。飲酒運転根絶期間中においては飲酒運転の危険性等を周知するため、日産スタジアム等において交通安全広報啓発活動実施した。			A	【自己評価の理由】 関係機関団体とともに、幅広い世代に対し交通安全啓発活動を実施し、順調に事業が取り組んでいると判断したため。						なし	引き続き、関係機関団体とともに交通安全啓発活動を実施する。	-	-	山口 (3553)	
			44	県警交通総務課	飲酒運転根絶強化月間の取組み	神奈川県交通安全対策協議会が、毎年12月に展開する「飲酒運転根絶強化月間」にあわせ、「飲酒運転根絶期間」として交通指導取締りをはじめとした街頭活動を強化するとともに、広報啓発活動及び交通安全教育を推進します。	各警察署管内の繁華街等において、酒類を提供する飲食店訪問を68回実施し、「ハンドルキーパー運動」について周知するとともに、ポスター等の啓発物の活用や来店者に対する呼び掛け等の依頼を行った。			A	【自己評価の理由】 交通事故分析に基づいた交通事故防止対策を推進したほか、様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の悪質性・危険性について広報活動を強化した結果、飲酒運転による交通事故発生件数が年々減少傾向で推移しているため。						令和5年の飲酒運転による交通事故発生件数は111件、死者数は3人と、依然として飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、飲酒運転の悪質性・危険性について更なる周知を図り、飲酒運転根絶気運を高めていく必要がある。	引き続き、神奈川県交通安全対策協議会が指定する強化月間に合わせ、飲酒運転防止のための活動を強化していく。	-	-	鮫島(5082)	
			45	県警交通総務課	各種キャンペーンや事業所等を対象とした交通安全講話の実施	啓発用DVDや各種統計資料等を活用して実施する安全講話のほか、飲酒体験ゴーグルを活用した疑似体験等を実施し、飲酒運転の危険性を訴えます。	・飲酒運転の危険性や悪質性を呼び掛けるキャンペーンを109回実施した。 ・事業所運転者等を対象として、飲酒体験ゴーグル等を活用するなどした交通安全講話を184回実施した。			A	【自己評価の理由】 交通安全講話の実施回数を増やすなど県民への周知活動を強化したことに合わせて、飲酒運転による交通事故発生件数が年々減少傾向で推移しているため。						令和5年の飲酒運転による交通事故発生件数は111件、死者数は3人と、依然として飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、飲酒運転の悪質性・危険性について更なる周知を図り、飲酒運転根絶気運を高めていく必要がある。	引き続き、神奈川県交通安全対策協議会が指定する強化月間に合わせ、飲酒運転防止のための活動を強化していく。	-	-	鮫島(5082)	
			46	県警交通総務課	ハンドルキーパー運動の周知と促進	「ハンドルキーパー運動」について、チラシやポスター等を活用して積極的な広報を展開するほか、酒類を提供する店舗等に対して運動促進の働きかけや、飲酒運転根絶に向けた指導を行います。	各警察署管内の繁華街等において、酒類を提供する飲食店訪問を68回実施し、「ハンドルキーパー運動」について周知するとともに、ポスター等の啓発物の活用や来店者に対する呼び掛け等の依頼を行った。			A	【自己評価の理由】 「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転を許さない環境づくりに取り組んだ結果、飲酒運転による交通事故発生件数が年々減少傾向で推移しているため。						令和5年の飲酒運転による交通事故発生件数は111件、死者数は3人と、依然として飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、飲酒運転の悪質性・危険性について更なる周知を図り、飲酒運転根絶気運を高めていく必要がある。	引き続き、酒類提供店舗等の訪問による指導や協力依頼を実施していく。	-	-	鮫島(5082)	
			47	県警交通総務課	自動車教習所における周知	飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底します。						【自己評価の理由】										
			47	運転免許課	自動車教習所における周知	飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底します。	自動車運転教習所におけるカリキュラムの中に、「運転者の心得」という項目(時限)が設けられており、同項目の中に、「飲酒運転防止」が設定されている。同項目は、教習の第一回目に履修しなければならず、履修しないと先の教習に進めないこととなっている。			A	【自己評価の理由】 検査の結果、不適正な履行をしている自動車教習所はなく、運転免許取得者に対する飲酒運転防止の啓発活動が、適正になされていた。						飲酒運転が引き起こす悲惨な交通事故を教養するなど、真に心に届くような教養が、教習所ごとに温度差が生じるものないよう適切な指導をしていくこと。	引き続き、適正な履行となるよう検査の機会を捉えて指導を推進していく。	-	-	佐藤 (785-226)	

構成施策事業													(参考)					
大柱-中柱-小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)	進捗率	課題	次年度の方向性(令和6年度分)	予算額(千円)	決算額(千円)	担当者(内線)
2 進行の予防																		
(1) 健康診断及び保健指導																		
① 特定健康診断・特定保健指導への支援																		
48	健康増進課	特定健康診断・特定保健指導の従事者に対する人材育成	特定健康診断等の従事者が、特定健康診断及び特定保健指導や生活習慣病予防に関する適切な知識や技術を習得できるように、情報提供や知識の共有を図るとともに、県、保険者協議会及び関係団体等において研修を行います。	8月に初任者研修をweb会議で開催。 ・参加者 講義:115名、演習:110名 うち市町村職員32名(19市町) 9月に経験者研修(講義はweb会議、演習は対面)を開催。 ・参加者 講義:79名、演習:39名 うち市町村職員28名(16市町村) 保健指導の講義の中で、喫煙・アルコールへのアプローチ等の講義も行った。				A	【自己評価の理由】 ・令和5年度より、経験年数1~2年の方を対象とした初任者研修に加え、経験年数3年以上の方を対象とした経験者研修を開催し、多くの専門職、事務職が参加した。 ・初任者研修は、生活習慣病予防に必要な基礎的な知識や技術を習得できるようなプログラムを実施。アンケートでは、99%が「内容が適切である」と回答し、各講義の理解度も97%を超えていた。 ・経験者研修は、初任者研修よりもより専門的な知識を習得し、保健指導実施方法を見直す機会としており、アンケートでは、95%が「内容が適切である」と回答し、各講義の理解度は87%~97%であった。 ・初任者研修、経験者研修を合わせた参加者の内容、理解度が9割を超えており、多くの専門職・事務職に研修を実施できたため、A判定とした。	・経験者研修を追加し、より経験年数にあった専門的な研修が実施できた。 ・限られた時間のため、困難事例の検討や第4期特定健診・特定指導計画のポイント等、よりニーズにあったテーマを選定する必要がある。	・アンケート内容等を踏まえ、第4期の改定ポイントや演習内容等を検討し、ブラッシュアップしていく。	1,866	899	健康増進課 山田(4784) 医療保険課 長谷部(4887)				
② 適量飲酒のための取組み																		
49	健康増進課	適量飲酒のための取組み	保健福祉事務所・センター及び保健所において、成人に対する飲酒と生活習慣病の関連についての普及や保健指導を行っています。 関連団体による市民公開講座やイベント等の場で、アルコールによる健康障害や適量飲酒についてのリーフレット等を活用した普及啓発を促します。	アルコールに関する健康相談 ・保健福祉事務所・センター内保健指導を実施した。(令和5年度:38件) 成人に対する飲酒と生活習慣病の関連の普及啓発 ・市町村、保健福祉事務所(※実績照会中:7月末迄)				E	15.0%	18.4%	18.4%	17.7%	0%	過剰飲酒が生活習慣病のリスク要因としてあげられていることもあり、飲酒による健康影響についてさらなる普及啓発を図っていく必要がある。 【備考】 「計画当初時点(B)」直近値(C)」の値はいずれも平成29~令和元年県民健康・栄養調査報告書の値。(令和2、3年は新型コロナウイルス感染症の関係で調査中止となっており、次回報告書の公表時期が未定であるため)	引き続き、適量飲酒の普及啓発を実施する。	763	706	山田(4784)
(2) 相談支援体制の充実																		
① 精神保健福祉相談等																		
50	精神保健福祉センター	依存症相談拠点機関を中心とした相談支援体制の強化	依存症相談拠点機関として選定した県精神保健福祉センターにおける依存症の専門相談(電話相談・面接相談)により、アルコール依存症の本人、その家族及び支援者向けの相談支援を行うほか、「依存症相談拠点機関連携会議」において、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報の共有化やネットワークの構築等を検討し、切れ目ない相談支援体制の強化を図ります。	依存症電話相談:296件 依存症面接相談:64件 依存症相談拠点機関連携会議の実施				B	【自己評価の理由】 電話・面接相談として、様々な立場の方からの相談を受けることができた。また、依存症相談拠点機関連携会議において、情報共有や関係づくりができたこと判断するため。	必要な方がつながるよう電話、面接相談の周知の工夫が必要。	依存症電話、面接相談を引き続き実施するとともに、依存症相談拠点機関連携会議を開催して連携を図る。	1,656		篠崎、小林(2107、2108)				
51	精神保健福祉センター	県精神保健福祉センターによる相談(依存症電話相談及びこころの電話相談)	専用回線により「依存症電話相談」を実施し、アルコール依存症の人や、その家族及び友人、関係機関からの依存症に関する相談に対応します。 こころの健康相談全般を受け付ける「こころの電話相談」においても、アルコールに関する相談に対応します。	こころの電話相談 相談件数:38,827件(内アルコール112件) 依存症電話相談 相談件数:296件(内アルコール105件) 依存症電話相談に関しては、令和5年からより多くの相談を受けるため、対応を火曜日も拡充した。				B	【自己評価の理由】 依存症電話相談は、火曜日も拡充したが、そこまで件数の増加にはならなかったことがあげられる。しかし、依存症電話相談は新規の件数も多く、必要な方の相談窓口として機能していると判断できるため。	必要な方が利用できるように引き続き周知が必要。	こころの電話相談及び依存症電話相談を引き続き実施するとともに、精神保健福祉センターが主催する研修会や事例検討会に相談員が参加することにより、相談技術の向上を図る。			篠崎、小林(2107、2108)				
52	がん・疾病対策課	いのちのほっとライン@かながわ【再掲】	若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供するとともに、相談員への研修の充実、民間団体等の相談窓口との相互連携を推進し、相談体制を充実させていきます。	相談時間:17:00~22:00 常設日:平日及び日曜 相談体制:8回線 総着信件数:11,494件 相談対応件数:9,121件				B	【自己評価の理由】 相談対応率は、8割を維持しており、相談後のアンケートにおいても、約95%の方が「また相談したい」と回答したから。	より多くの方の相談に対応する必要がある。 相談対応率をさらに上げていく必要がある。	相談時間を延長し、相談前にチャットボットによる的確な相談窓口への案内を行う。	54,914	52,586	青木(4728)				
53	精神保健福祉センター	保健福祉事務所・センター等による相談支援	保健福祉事務所・センターや精神保健福祉センターにおいて、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する「電話相談」や「面接相談」、「依存症包括相談会」を実施します。	電話相談:296件 面接相談:64件 包括相談会:2回				B	【自己評価の理由】 依存症電話相談は、火曜日も拡充したが、そこまで件数の増加にはならなかったことがあげられる。しかし、新規の件数も多く、必要な方の相談窓口として機能していると判断できるため。また、面接相談、包括相談会ともに、相談件数が昨年度より減少したため。	必要な方がつながるよう電話、面接相談の周知の工夫が必要。	依存症に困っている多くの方が相談につながるよう、周知の方法の工夫や、日時の変更などを行う。	1,736		篠崎、小林(2107、2108)				
54	精神保健福祉センター	依存症相談拠点機関連携会議における検討	県及び政令市の依存症相談拠点機関を構成員とした「依存症相談拠点機関連携会議」において、密接な連携を図るとともに情報や課題を共有し、必要な施策を検討します。	依存症相談拠点機関連携会議 参加者:14名				A	【自己評価の理由】 様々な情報や知識を得られる良い機会となり、連携を深めることができた。	4県市依存症相談拠点事業のセミナー等の日程について重なっているところがあった。	来年度の予定を共有し、日程の重なりを避ける。	—	—	篠崎(2107)				
55	精神保健福祉センター	地域依存症対策担当者会議における検討	県の精神保健福祉センター・保健福祉事務所・センター及び横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市の保健所を構成員とした「地域依存症対策担当者会議」において、密接な連携を図るとともに情報や課題を共有し、必要な施策を検討します。	地域依存症対策担当者会議 参加者:25名				A	【自己評価の理由】 様々な情報や知識を得られる良い機会となり、連携を深めることができた。	相談の1割程度が依存症の相談であるが、特化した取り組みはできていない。	共催での事業支援や支援も検討していく。	—	—	篠崎(2107)				
56	がん・疾病対策課	依存症に関する普及啓発【再掲】	アルコール依存症を含む依存症の正しい知識や精神保健福祉センター等の相談窓口について、広く県民に理解していただくよう動画やリーフレット等を活用し、普及啓発に取り組みます。また、県ホームページにアルコール依存症についてのセルフチェックシートを掲載することにより、自らの依存状態へ気づきの機会を提供し、早期発見・早期治療につながるきっかけづくりの取組みを進めます。さらに、県民の方々の目に触れる機会を増やすため、インターネットや動画のほか、パナー広告やデジタルサイネージ等、様々な広報媒体を活用した普及啓発に取り組みます	現在県ホームページでは、自らの状態をセルフチェックし、早期に気づくことができるよう、アルコール依存症についてのスクリーニングテストを掲載している。 啓発期間においては、かなチャンTV(Youtube)や公共交通広告、Yahoo!ディスプレイ広告を活用した普及啓発に取り組んだ。 ○放映期間:11月13日~11月19日 ○放映動画:「ちょっととした息抜きのつもりが...」(アルコール編) ○放映場所:小田急TV 車内デジタルサイネージ JR横須賀・総武快速線トレインチャンネル Yahoo!ディスプレイ				D	60%	24.7%	28.5%	35.5%	35%	相談先の認知度について、精神保健福祉センターや保健所等の行政相談窓口の認知度は年々徐々に増加傾向にあるが、広く県民が理解できているとはまだ言い難い。今後動画やリーフレット等以外にも、様々な広告媒体を活用し、依存症の相談先を県民に普及できるよう取り組む。	行政の関係機関や自助グループ、医療機関と連携し、県民がアルコール依存症について理解していただけるような動画を作成し、広く普及啓発できるよう県ホームページやYoutubeに掲載する予定である。	9,559	6,400	小佐野、山口(5189,4730)
② 職域等における相談																		

構成施策事業													(参考)						
大柱-中柱-小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)	進捗率	課題	次年度の方向性(令和6年度分)	予算額(千円)	決算額(千円)	担当者(内線)	
	57	雇用労政課	働く人のメンタルヘルス相談の実施【再掲】	かながわ労働センターにおいて「働く人のメンタルヘルス相談」を実施するとともに、相談員のアルコール健康障害や関係機関に関する理解と知識を深め、必要に応じて、相談者等を適切な相談窓口につなげることで、労働者のアルコール問題を解決に導く取り組みを行います。	かながわ労働センター本所にて「働く人のメンタルヘルス相談」(第1・2・3・4火曜日、カウンセラー対応)を実施。			A	【自己評価の理由】 働く人のメンタルヘルス相談を実施するとともに、必要に応じて、相談者等を適切な相談窓口につなげることで、労働者のアルコール問題の解決に導いていると判断したため。					特になし	引き続き、働く人のメンタルヘルス相談を実施していく。	765	765	林(5746)	
③ 相談支援者に対する研修																			
	58	精神保健福祉センター	神奈川県酒害相談員研修会事業等の実施	酒害相談員が酒害に対する理解と知識を深め、自らの体験を酒害に悩む人々への相談支援に生かすため、酒害相談員研修会と酒害相談員地区別一般研修会を実施します。	【酒害相談員研修会】 横浜市健康福祉総合センターにて開催し、資格取得者は84名となった。 【地区別一般研修】 実施回数:20回 参加者数:851名			A	【自己評価の理由】 会場や金銭的な課題がありながらも、地区別一般研修を行い、酒害に悩む人への相談へ生かすことができた。また、研修会への出席者も増加し、理解と知識を深めることができたため。					地区別一般研修会や例会の会場の確保が金銭的に困難な場合があることが課題。また、一般の方の参加が少なく、周知の方法にも課題がある。	引き続き神奈川県酒害相談員研修会と地区別一般研修会の実施について委託することにより、酒害相談員の相談技術の向上を図る。	558	558	小林(2108)	
	59	精神保健福祉センター	アルコール健康相談研修の実施	県精神保健福祉センターにおいて、関係機関の職員等を対象に、アルコール健康障害について理解するとともに、アルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶことを目的として研修を実施します。	令和5年度アルコール健康相談研修「アルコール依存の理解と支援者の対応について」 参加者:38名	○	累計受講者数の増加	B	200人	139人	38人	40人	95%	アルコール依存症者への支援では、医療、保健、福祉が連携して行う必要がある。関係機関所職員が研修に参加できるようにする必要がある。	保健福祉事務所等と連携するなど方法を調整して研修実施を検討する。	38 +需用費+役務費	28 +需用費+役務費	小林(2108)	
	60	がん・疾病対策課	依存症セミナーの実施(保健・福祉・介護・司法等相談従事者向け)	依存症治療拠点機関等は、様々な分野に従事する支援者等を対象に、アルコール依存症に対する正しい知識やアルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶことを目的として研修を実施します。	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者や相談支援に従事する者を対象にした研修を行った。(参加者 精神医療センター18名、北里大学病院192名)	○	累計受講者数の増加	A	1000人	685人	210人	200人	105%	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者や相談支援に従事する者を対象にした研修を行う必要がある。	引き続き、神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、依存症セミナーを実施する。	1,982	1,982	山口(4730)	
(3) アルコール健康障害に係る医療の充実と医療連携の推進																			
① 一般医療機関と専門医療機関でのアルコール医療の充実等																			
	61	がん・疾病対策課	依存症専門医療機関の選定	依存症の本人が地域で適切な医療が受けられるよう「依存症専門医療機関」の選定をさらに進め、依存症医療の均てん化と関係機関とのネットワーク化を図り、地域における依存症の医療提供体制を整備します。また、専門医療機関となるために必要な研修の受講について、県内の医療機関への呼び掛けを行います。	現在の依存症専門医療機関(6機関) ・神奈川県立精神医療センター ・久里浜医療センター ・北里大学病院 ・みくろべ病院 ・神奈川病院 ・大石クリニック	○	依存症専門医療機関の増加	E	10箇所以上	6機関	6機関	9機関	0%	アルコール依存症が疑われる者の推計数とアルコール依存症で医療機関を受診した患者数との乖離(いわゆる治療ギャップ)があることから、依存症の専門医療機関・専門医療の充実した体制が求められている。湘南地域や東西地域に拠点病院がなく、偏在性も課題である。	引き続き、県内市町村と連携し、専門医療機関の選定に努める。			小佐野(5189)	
	62	がん・疾病対策課	依存症セミナーの実施(医療従事者向け)	依存症治療拠点機関等は、医療従事者向けの研修を実施し、アルコール依存症に対応する従事者の人材育成に取り組まします。	依存症治療拠点機関にセミナー及び研修等の開催を委託する形で実施 ○依存症医療研修(精神医療センター) 開催日:令和5年7月12日 対象者:医療従事者、地域関係機関等 研修内容:依存症の概要、治療プログラム等 参加者:40名 ○依存症医療研修(北里大学病院) 開催日:令和6年2月15日 対象者:医師、看護師、精神保健福祉士等医療従事者 研修内容: ①誰も傷つかない、医療者も回復できる支援～医師の視点から ②あの時は分からなかったけど、出会いの関わりが点となり…今がある 参加者:103人	○	累計受講者数の増加	B	200人	126人	143人	200人	72%	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者や相談支援に従事する者を対象にした研修を行う必要がある。	引き続き、神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、依存症セミナーを実施する。				
	63	がん・疾病対策課	依存症治療拠点機関を中心とした医療提供体制の充実	依存症治療拠点機関において、アルコール依存症の治療の充実に向けた治療プログラムの実施や医療従事者を対象とした依存症の研修の実施、セミナー等の開催による普及啓発等の取り組みを行い、医療提供体制の充実を図ります。	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、各医療機関にて医療従事者を対象とした研修や入院・外来患者を対象としたアルコール依存症治療プログラムを行った。			A	【自己評価の理由】 各医療機関において、入院患者及び外来患者を対象とした治療回復プログラムを複数回実施し、また研修の受講者数も増加していることから、順調に事業が取り組めていると判断したため。							2,894	2,894	山口(4730)	
	64	がん・疾病対策課	受診後の患者支援事業の実施	依存症治療拠点機関において、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、外来受診後又は退院後の依存症患者について、適切な治療と自助グループや回復支援施設等への継続した支援を実施します。	【県立精神医療センター】 ・146名を対象に受診後の患者支援に係るモデル事業を実施。 ○民間支援団体との連携 ・15施設の民間支援団体(自助グループ等を含む。)と連携。 ・入院治療プログラムとして断酒会、AA、NAの当事者が1回/月メッセージを伝えに来院する。 ・薬物プログラム「SMARPP」にダルクのスタッフが参加する。 ・精神保健福祉士のプログラムの中で依存症関連施設が1-2回/年、地域の施設紹介として来院して顔の見える関係作りを行う。 ○継続的な支援 ・入院中に自助グループや回復施設への情報提供を行い、必要があれば同行し、積極的に通所できるような支援する。 ・医師、看護師、精神保健福祉士が連携して受診継続や自助グループ、施設への通所状況を共有し、連携しながら支援している。			A	【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関において、多くの民間支援団体と連携し、受信後の患者に対し継続的な支援を行えたため。						依存症治療拠点機関と連携し、引き続き継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備していくことが必要である。	引き続き、依存症患者を適切な治療、支援に結びつけられるよう実施体制について検討して行う。			

構成施策事業													(参考)					
大柱-中柱-小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)	進捗率	課題	次年度の方向性(令和6年度分)	予算額(千円)	決算額(千円)	担当者(内線)
	65	がん・疾病対策課	専門医療機関等における回復支援・再発防止の取組み	依存症専門医療機関において、SARPP(サーブ)、KIPP(キップ)、などをはじめとする外来集団治療プログラム等を依存症からの回復を目指す多くの方に提供することにより、依存症の回復支援・再発防止に取り組みます。 また、依存症専門医療機関において、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等と継続的に連携して、回復支援や再発防止に取り組みます。	各医療機関において、集団治療回復プログラムを実施するとともに、依存症治療拠点機関等連携会議において情報共有を行った。 【県立精神医療センター】 外来及び入院患者に対し、治療回復プログラムを実施。 SARPP(アルコール) 延べ524名 ほか 【北里大学病院】 ＜アルコールグループミーティング＞ ①日時:第4水曜日 14時～15時30分 ②参加人数:139名 ※外来のみ ＜KIPP(北里依存ノ嗜癖クリベンションプログラム)＞ ①日時:毎週水曜日 14時～16時 ②参加人数:364名 ※入院・外来			A	【自己評価の理由】 各医療機関において集団治療回復プログラム等を行うとともに、好事例について連携会議において共有を行えたため。					各医療機関と連携し、より多くの方に対して、集団治療プログラムを提供できるよう取組む必要がある。	各医療機関と連携し、引き続き支援体制について検討していく。			
	66	がん・疾病対策課	地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業の実施	依存症治療拠点機関による、地域での連携による依存症患者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備し、依存症患者を適切な治療、支援に確実に結びつけることを目的としたモデル事業を実施します。	【北里大学病院】 ・依存症疑いの患者に関して同院の身体科や救命救急・災害医療センターから精神科に相談をもらい、早期発見に努める。 ・スクリーニングの結果依存症が疑われた241名を対象に、モデル事業の趣旨に沿った支援を実施。 ・同院スタッフにより、自助グループ、回復支援施設、民間団体の紹介、引合せ、同伴などを実施。 ・7施設の治療機関や支援機関と連携し、合併疾患や種々の問題の対応をした。			A	【自己評価の理由】 依存症疑いの患者や多くの関係機関と連携し、依存症が疑われる個々の患者に沿った支援を提供することができたため。					依存症治療拠点機関と連携し、引き続き継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備していく必要がある。	引き続き、依存症患者を適切な治療、支援に結びつけられるよう実施体制について検討を行う。			
	67	がん・疾病対策課	依存症治療拠点機関等連携会議における検討	依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組みにつなげます。	令和5年度 第1回:令和5年6月20日(オンライン) 第2回:令和5年3月22日(書面)			A	【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関である県立精神医療センターと連携し、会議を年2回開催し、取組共有や課題検討が行えた。				依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関の連携を進めるとともに、依存症対策に関する課題等の共有し、早期に必要な支援が提供できる体制を構築する必要がある。	引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。				
	68	がん・疾病対策課	県アルコール健康障害対策推進協議会における検討	市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等を構成員とした「県アルコール健康障害対策推進協議会」において、関係者同士が連携しながら、医療提供体制の充実に向けて検討し、取組みにつなげます。	令和5年度は計1回開催した。 ○令和5年度アルコール健康障害対策推進協議会 開催日:令和5年9月7日(木) 【神奈川県アルコール健康障害対策推進計画】に關し、第1期計画の達成状況、第2期計画の概要及び進行管理について協議した。			B	【自己評価の理由】 令和5年度アルコール健康障害対策推進協議会では、第1期計画の達成状況及び第2期計画の概要・進捗管理について、主に広報の工夫に係る議論を行った。 現状の広報施策の課題について多角的な意見を聴取でき、今後の取組方針の検討につながったと判断したため。				当計画に位置づけた施策や数値目標の達成状況の把握とそれに対する課題の掘り起こしや施策の見直し、新たな施策の検討。	県民が相談機関・医療機関につながる事ができるよう、6年度に作成する広報物を工夫し、記載内容・配布先等について検討する。				
	69	がん・疾病対策課	一般の医療従事者向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知	アルコール健康障害の早期発見、早期介入のため一般の医療従事者(内科、救急等)向けの治療ガイドライン(減酒指導、専門医療機関との連携等を含む。)を基にした国の研修を精神科医療機関(依存症治療を専門としない医療機関を含む。)や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者(内科、救急、産業医等)に周知を図ります。	令和5年度は下記の研修を関係機関に周知した。 ○令和5年度研修 ・アルコール依存症臨床医等研修 ・アルコール依存症集団療法研修 ・全国依存症対策研修 ・第1回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ・第2回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ○周知先 ・保健福祉事務・センター ・県精神保健福祉センター ・県内の精神科病院(政令指定都市を除く) ・県立精神医療センター ・県精神神経科診療所協会			B	【自己評価の理由】 左記の研修について、精神科医療機関のほか、保健事務所・保健所等に案内した。参加職種は、医師に限らず看護師や精神保健福祉士等様々であり、広くアルコール依存症に関する早期介入方法や治療について周知できたと判断した。					精神科医療機関に限らず、内科や救急等アルコール依存症に関わりのある機関に対しての周知を強化する必要がある。	引き続き県所管域の医療機関や保健所等に向けての周知を図る。	-	-	三浦(4729)
	70	がん・疾病対策課	一般の精神科医向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知	一般の精神科医向けの治療ガイドライン(断酒・減酒の考え方や動機づけ面接などの支援方法を含む。)を基にしたアルコール依存症に関する早期介入方法や治療についての国の研修を精神科医療機関(依存症治療を専門としない医療機関を含む。)の精神科医に周知を図ります。	令和5年度は下記の研修を関係機関に周知した。 ○令和5年度研修 ・アルコール依存症臨床医等研修 ・アルコール依存症集団療法研修 ・全国依存症対策研修 ・第1回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ・第2回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ○周知先 ・保健福祉事務・センター ・県精神保健福祉センター ・県内の精神科病院(政令指定都市を除く) ・県立精神医療センター ・県精神神経科診療所協会			B	【自己評価の理由】 左記の研修について、精神科医療機関のほか、保健事務所・保健所等に案内した。参加職種は、医師に限らず看護師や精神保健福祉士等様々であり、広くアルコール依存症に関する早期介入方法や治療について周知できたと判断した。					精神科医療機関に限らず、内科や救急等アルコール依存症に関わりのある機関に対しての周知を強化する必要がある。	引き続き県所管域の医療機関や保健所等に向けての周知を図る。	-	-	三浦(4729)

構成施策事業													課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	(参考)			
大柱-中柱-小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)			進捗率	予算額 (千円)	決算額 (千円)	担当者 (内線)
② 内科等身体科と精神科との医療連携の推進																		
	71	精神保健福祉センター	かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施	内科等のかかりつけ医が、アルコール依存症とうつ病等の関係に関する知識や介入の方法を修得し、適切に対応するための対応力向上研修の実施に取り組みます。	政令市を含む会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催し、計300名が受講した。	○	累計受講者数の増加	A	1350人	783人	300人	270人	111%	より多くの内科医等のかかりつけ医の受講を目指し県医師会と連携し周知する。	県内5か所で研修実施予定	1,277,600	1,223,104	進 (2107)
	72	がん・疾病対策課	一般の医療従事者向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知【再掲】	アルコール健康障害の早期発見、早期介入のため一般の医療従事者(内科、救急等)向けの治療ガイドライン(減酒指導、専門医療機関との連携等を含む。)を基にした国の研修を精神科医療機関(依存症治療を専門としない医療機関を含む。)や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者(内科、救急、産科等)に周知を図ります。	令和5年度は下記の研修を関係機関に周知した。 ○令和5年度研修 ・アルコール依存症臨床医等研修 ・アルコール依存症集団療法研修 ・全国依存症対策研修 ・第1回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ・第2回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ○周知先 ・保健福祉事務・センター ・県精神保健福祉センター ・県内の精神科病院(政令指定都市を除く) ・県立精神医療センター ・県精神神経科診療所協会			B	【自己評価の理由】 左記の研修について、精神科医療機関のほか、保福事務所・保健所等に案内した。参加職種は、医師に限らず看護師や精神保健福祉士等様々であり、広くアルコール依存症に関する早期介入方法や治療について周知できたと判断した。	精神科医療機関に限らず、内科や救急等アルコール依存症に関わりのある機関に対しての周知を強化する必要がある。	引き続き県所管域の医療機関や保健所等に向けて研修の周知を図る。	-	-	三浦 (4729)				
	73	がん・疾病対策課	一般の精神科医向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知【再掲】	一般の精神科医向けの治療ガイドライン(断酒・減酒の考え方や動機づけ面接などの支援方法を含む。)を基にしたアルコール依存症に関する早期介入方法や治療についての国の研修を精神科医療機関(依存症治療を専門としない医療機関を含む。)の精神科医に周知を図ります。	令和5年度は下記の研修を関係機関に周知した。 ○令和5年度研修 ・アルコール依存症臨床医等研修 ・アルコール依存症集団療法研修 ・全国依存症対策研修 ・第1回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ・第2回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ○周知先 ・保健福祉事務・センター ・県精神保健福祉センター ・県内の精神科病院(政令指定都市を除く) ・県立精神医療センター ・県精神神経科診療所協会			B	【自己評価の理由】 左記の研修について、精神科医療機関のほか、保福事務所・保健所等に案内した。参加職種は、医師に限らず看護師や精神保健福祉士等様々であり、広くアルコール依存症に関する早期介入方法や治療について周知できたと判断した。	精神科医療機関に限らず、内科や救急等アルコール依存症に関わりのある機関に対しての周知を強化する必要がある。	引き続き県所管域の医療機関や保健所等に向けて研修の周知を図る。	-	-	三浦 (4729)				

構成施策事業													課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	(参考)					
大柱-中柱-小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)			進捗率	予算額 (千円)	決算額 (千円)	担当者 (内線)		
(4) アルコール関連問題を抱える者に対する対策																				
① 飲酒運転をした者に対する対策																				
74	県警運転免許本部 運転教育課	飲酒取消講習(二輪・四輪学級)の実施	運転免許取消処分者講習対象者のうち、運転免許の取消処分に係る累積点数中に酒気帯び運転等の法令違反が含まれている者又は無免許で飲酒運転の法令違反がある者に対し、通常の講習内容に加えて、オーデイト(アルコール依存症のテスト)、プリーフインターベーション(簡易介入)、ディスカッションを行います。(講習で使用するワークブックは、飲酒運転の予防を目的としており、受講者がお酒の飲み方を振り返り、飲み方を少し変えてみようと思った時に手助けとなるように作られています。)	飲酒取消講習を、公安委員会(運転教育課)及び県内13校の指定講習機関で実施した。令和5年度の講習回数は、運転教育課23回48人、指定講習機関126回256人				A	【自己評価の理由】 飲酒取消講習に受講者304人すべてにアルコール依存症相談窓口・医療機関等のリストを配布するとともに飲酒ディスカッションを行い、飲酒のあり方について真摯に検討するなど飲酒運転撲滅の強化が図られた。							受講者にアルコール依存症相談窓口、医療機関情報等のリストを配布する取組みを継続推進する。	-	-	小野沢 (785-333)	
② 社会的課題の背景にアルコール関連問題がある場合の対策																				
75	共生推進本部室	関係機関による相談窓口等の情報提供と連携(DV相談窓口等)	配偶者暴力相談支援センターのDV相談窓口において、必要に応じアルコール関連問題に関する相談窓口や医療機関等についての情報提供、リーフレットの配付を行います。	配偶者暴力相談支援センターのDV相談窓口において、相談内容にアルコールに関する問題が含まれている場合は、アルコール関連問題の専門相談窓口や医療機関等についての情報提供を行った。				A	【自己評価の理由】 アルコール関連問題が含まれるDV相談があった場合、必要に応じ専門窓口や医療機関等についての適切な情報提供を行っており、順調に事業が取り組めていると判断したため。							適切に情報提供を行っており、特設課題はない。	R6年度 アルコール関連問題が含まれるDV相談があった場合は、引き続き必要に応じ専門窓口等の情報提供を行う。			木村 3643 (男女共同 参画グル ープ)
76	子ども家庭課	関係機関による相談窓口等の情報提供と研修の実施(児童相談所等)	児童相談所等において、関係機関と連携し、専門医療機関や相談窓口等必要な情報提供を行います。	令和5年度もアルコール関連問題に関する研修は実施せず				C	【自己評価の理由】 家族内の問題解決のため、必要に応じ専門窓口等の情報提供を行った。アルコール問題に特化した研修は実施していない。							虐待者の背景にアルコール問題があったとして、当事者自身がそれをどのように自覚し、治療につながっていくかは不確実である	引き続き、虐待者の背景にアルコール問題がある場合には必要に応じて関係機関との連携を検討する			開嶋
77	子ども家庭課	「子ども・家庭110番」「児童相談虐待対応ダイヤル」「児童相談所相談専用ダイヤル」の設置	子どもや家庭について相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	・子ども家庭110番(毎日9時~20時)相談受付件数 1,565件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間365日) 1,370件 ・児童相談所相談専用ダイヤル(24時間365日) 176件				A	【自己評価の理由】 ・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのため、複数の相談窓口を設置している。						13,860	13,860	開嶋			
78	子ども家庭課	人権・子どもホットラインの設置	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時~21時)相談受付件数 204件				A	【自己評価の理由】 ・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのため、相談窓口を設置している。						13,860	13,860	開嶋			
79	子ども家庭課	支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。	派遣回数120回 登録人数24人				C	【自己評価の理由】 ・令和5年度は新型コロナウイルス感染症の緩和もあり、派遣回数も伸びている。					425	556	開嶋				
80	子ども家庭課	ケアリーパー支援事業	ケアリーパーの孤独・孤立を防ぐため、新たに県央地域に一時的な滞在場所及びあすなろサポートステーションの分室(サテライト)としての相談室を設置し、相談機能を強化します。	緊急的に居住の場を失うケアリーパーに対し提供できる一時的な滞在場所を令和5年7月から稼働させ、あすなろサポートステーションの分室(サテライト)としての相談室を併設し、ケアリーパーへの相談機能を強化した。 相談実績1440件、入居2件				C	【自己評価の理由】 支援が必要なケアリーパーの背景に、アルコール問題があったとして、この事業をとおして、当事者自身がそれをどのように自覚し、治療につながっていくかは不明					9,540	9,540	遠山さん				
81	高齢福祉課	高齢者虐待防止の取組み	高齢者の虐待を防止するために、養護者や施設職員向けの啓発リーフレットや対応マニュアル、施設職員向けの研修資料等を作成し、県ホームページに掲載するとともに、県内の高齢者虐待相談窓口において情報提供を行うほか、市町村虐待防止担当職員向けに研修を実施します。	過年度に引き続き、高齢者虐待防止対応に関わる研修資料やリーフレット、マニュアル、相談窓口を県ホームページに掲載している。令和5年度は高齢者虐待防止担当職員向けに高齢者虐待対応研修を2回実施した。(参加者市町村職員77名、参加保健福祉事務所職員28名)				C	【自己評価の理由】 養護者による高齢者虐待及びセルフネグレクト事例にてアルコール関連問題が要因になるケースもあるが、虐待ケースの一部分であるため、養護者や本人のアルコール関連問題を取り上げた研修はしていない。					246	42	油井(☎47)				
82	高齢福祉課	かながわケアラー支援ポータルサイト	ケアラー本人や関係機関に相談窓口や利用できるサービス等の情報を提供するとともに、県民に対しケアラーの置かれている状況などを知っていただくために必要な情報を掲載します。	ケアラーズカフェなど当事者支援やケアラー支援者を支える二次相談といったケアラー支援に関する情報提供を行った。		○	かながわケアラー支援ポータルサイトのアクセス件数の増加	C	54000人以上	18344人	34096人	54000人	63%		-	-	沖山(☎36)			
83	高齢福祉課	ケアラーコールセンター事業	気軽に悩みを相談でき、SOSを発信できるケアラー専門のワンストップ相談窓口を設置します。 ・電話によるケアラー相談(かながわケアラー電話相談) ・SNSを活用した相談(かながわヤングケアラー等相談LINE)	相談件数 ・LINE:263件 ・電話:52件					【自己評価の理由】 相談窓口では、思いを傾聴し、具体的な支援窓口を紹介するなど、ケアラー専門の相談窓口として役割を果たすことができました。					34,164	33,348	沖山(☎36)				
84	高齢福祉課	ケアラー支援専門員配置事業	適切なサービスにつなげられるよう、各分野の相談・支援に携わる者同士のネットワーク構築や、複数の分野にまたがるなど困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整など、ケアラーを地域で支える体制づくりを支援します。	ケアラー支援専門員が講師として登壇した研修会 25回 支援制度や福祉サービス等に関する情報提供 41件 ヤングケアラー等の支援に係るコーディネート 13件					【自己評価の理由】 ケアラーに関する研修会への講師登壇等を通じて支援機関とのネットワーク構築を進め、県内におけるケアラー支援の周知・理解促進に貢献した。					9,367	9,357	沖山(☎36)				
③ 自殺未遂の背景にアルコール関連問題がある場合の対策																				
85	精神保健福祉センター	ゲートキーパー養成研修の実施	地域で暮らし様々な人を対象とし、ゲートキーパー養成研修を開催して、飲酒が自殺を誘発してしまうこと等、アルコールと自殺の関係について理解の促進に取り組めます。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で272回、13,804人養成。行政職員が3,013人と最多。以下、一般県民、教職員等。 フォローアップ研修は9回。その他各市町村独自にフォローアップや情報提供もしている。				A	【自己評価の理由】 自殺対策計画における養成数の目標値はクリアしており、(年間9,500人目標、R5年13,804人養成)研修の中でアルコールに関するリスクを説明しているため、健康障害対策の強化・充実と寄与しているものと考えられる。					76	76	佐々木 (2106)				

構成施策事業				実績	計画	項目	判定	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率	課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	(参考)				
大柱	中柱	小柱	No.												所管課	施策名	内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)
			86	がん・疾病対策課	自殺未遂者支援事業	救命救急センター等に社会福祉士等の専門職を配置し、病院に搬送されたアルコール関連問題を抱えた自殺未遂者及び家族に対して支援を行います。	県内にある救命救急センター(東海大学医学部付属病院)に相談専門職(社会福祉士)を配置し、搬送された自殺未遂者に対して面接相談、地域の関係機関との連携を図り、連絡調整会議・ケース検討会の開催、自殺未遂者への退院後のフォローを行う等、医療機関、警察、救急隊、行政機関と連携した支援体制の構築を進めた。 ・支援実施件数 192件 ・連絡会議実施回数 3回 ・電話フォロー率 72.8%(131人)										8,104	8,104	大塚 (4728)

構成施策事業													課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	(参考)								
大柱-中柱-小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)			進捗率	予算額 (千円)	決算額 (千円)	担当者 (内線)					
3 再発の予防																							
(1) 社会復帰の支援																							
① アルコール依存症に対する正しい知識の促進(社会復帰への理解)																							
87	精神保健福祉センター		アルコール健康障害に関するリーフレットによる啓発【再掲】	各地域の相談窓口や研修会等でアルコール健康障害に関するリーフレットを配付し、アルコール依存症を含め、広くアルコール健康障害に対する正しい知識の普及啓発に取り組みます。	講演会や研修会、依存症面接において、支援者や一般県民に配布及びオンラインでデータ情報を伝えました。			A									【自己評価の理由】 講演会や研修会、依存症面接において、支援者や一般県民に配布及びオンラインでデータ情報を伝え、啓発に取り組んだと判断したため。	より広く普及啓発を行うため、配布先及び方法の拡充を図る。	引き続きリーフレットを活用した普及啓発に努める。	-	-	小林 (2108)	
88	精神保健福祉センター		酒害予防講演会(依存症公開講座)の実施【再掲】	県民を対象に、アルコール健康障害の予防を図ることを目的として、不適切な飲酒による心身の健康障害について学ぶ講演会について、開催・共催方法を工夫して取り組みます。 特に若い世代等に対して、アルコールのリスクや適正飲酒について正しい知識の普及啓発を図るため、県内の大学等と連携した取り組みを実施します。	令和5年度 依存症公開講座 「ゲーム行動症(依存症)と発達特性～上手な遊び方を考える～」 参加者:91名	○	累計参加者数の増加	A	450人	171人	91人	90人	101%					会場の確保や運営の人員確保で困難なところがある。	依存症総合対策の一環として開催方法やテーマを検討していく。	38 +需用費+役務費	38 +需用費+役務費	小林 (2108)	
89	生涯学習課		家庭教育推進事業【再掲】	家庭教育を取り巻く課題の一つとして飲酒問題を取り上げ、「家庭教育ハンドブックすこやか」への掲載と配付を通じ、啓発に取り組みます。	県内の国・公・私立中学校、中等教育学校、特別支援学校中等部の新中学1年生の保護者等(政令市立の学校を除く)に配付した(41,500部)			A										【自己評価の理由】 年間を通じて「PTA活動のためのハンドブック」の利用に係る問い合わせがあり、学校や市町村においてハンドブックが活用されていると判断したため。	特になし	「PTA活動のためのハンドブック」を時点修正し、関係機関に配付し、周知する。	-	-	佐野 (8345)
90	雇用労政課		労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発【再掲】	かながわ労働センターが実施する働く人のメンタルヘルス相談、一般労働相談、労務管理セミナー等の機会に、アルコール関連問題に関するリーフレットの資料を配付し、啓発に取り組みます。	なし			E										【自己評価の理由】 今後は関係課と協力し、アルコールに関するリーフレットを配布することで、労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発をしていく必要がある。 ※がん・疾病対策課よりリーフレットの配布が無く、雇用労政課も求めなかったため今後は協力して取り組む必要がある。	リーフレットの配布先について検討し、今後配布していく	かながわ労働センターが実施する働く人のメンタルヘルス相談、労務管理セミナーの機会にアルコール関連問題に関するリーフレットの資料を配布し、啓発に取り組む。	なし	なし	林 (5746)
91	がん・疾病対策課		依存症に関する普及啓発【再掲】	アルコール依存症を含む依存症の正しい知識や精神保健福祉センター等の相談窓口について、広く県民に理解していただけるよう動画やリーフレット等を活用し、普及啓発に取り組みます。 また、県ホームページにアルコール依存症についてのセルフチェックシートを掲載することにより、自らの依存状態へ気づきの機会を提供し、早期発見・早期治療につなげきっかけづくりの取組みを進めます。 さらに、県民の方々の目に触れる機会を増やすため、インターネットや動画のほか、バナー広告やデジタルサイネージ等、様々な広報媒体を活用した普及啓発に取り組みます。	現在県ホームページでは、自らの状態をセルフチェックし、早期に気づくことができるよう、アルコール依存症についてのスクリーニングテストを掲載している。 啓発期間においては、かなチャンTV(Youtube)や公共交通広告、Yahoo!ディスプレイ広告を活用した普及啓発に取り組んだ。 ○放映期間:11月13日～11月19日 ○放映動画:「ちよとした息抜きのつもりが…(アルコール編)」 ○放映場所: 小田急OTV 車内デジタルサイネージ JR横須賀・総武快速線トレインチャンネル Yahoo!ディスプレイ	○	精神保健福祉センターや保健所等の相談窓口の認知度の増加	D	60%	24.7%	28.5%	35.5%	35%						相談先の認知度について、精神保健福祉センターや保健所等の行政相談窓口の認知度は年々徐々に増加傾向にあるが、広く県民が理解できていないとまだ言い難い。今後動画やリーフレット等以外にも、様々な広報媒体を活用し、依存症の相談先を県民に普及できるよう取り組む。	行政の関係機関や自助グループ、医療機関と連携し、県民がアルコール依存症について理解していただけるような動画を作成し、広く普及啓発できるよう県ホームページやYoutubeに掲載する予定である。	9,559	6,400	小佐野、山口 (5189,4730)
92	がん・疾病対策課		アルコール関連問題啓発週間の取組み【再掲】	国が定める「アルコール関連問題啓発週間(毎年11月10日から16日)」において、市町村や依存症相談拠点・治療拠点機関、事業者等関係機関と連携し、広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるためのイベント等広報活動を行います。	啓発週間で、公共交通広告及びインターネット広告を実施し、15秒のアルコール依存症対策動画を放映した。 ○放映期間:11月13日～11月19日 ○放映動画:「ちよとした息抜きのつもりが…(アルコール編)」 ○放映場所: 小田急OTV 車内デジタルサイネージ JR横須賀・総武快速線トレインチャンネル Yahoo!ディスプレイ			B										【自己評価の理由】 啓発週間で、公共交通広告及びインターネット広告を実施し、男女問わず幅広い世代に向けた広報ができたことと判断したため。	啓発週間において公共交通広告及びインターネット広告を実施するほか、依存症治療拠点病院の神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、広く啓発活動を行っていく必要がある。	行政の関係機関や自助グループ、医療機関と連携し、県民がアルコール依存症について理解していただけるような動画を作成し、広く普及啓発できるよう県ホームページやYoutubeに掲載する予定である。	9,559	6,400	小佐野 (5189)
93	がん・疾病対策課		かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供【再掲】	アルコール依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながることを可能にする「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。	令和5年度の月別アクセス数は次のとおりであった。 【4月】865件、【5月】4812件、【6月】4918件、【7月】4048件、【8月】4274件、【9月】4811件、【10月】5227件、【11月】5365件、【12月】4393件、【1月】14716件、【2月】5113件、【3月】5116件	○	かながわ依存症ポータルサイトのアクセス数の増加	B	6000件/月	3300件/月	4472件/月	6000件/月	75%					令和元年度から5年度にかけて、年々ポータルサイトへのアクセス数は順調に増加している。今後も、普及啓発等を通じて情報を必要としている県民がポータルサイトに集ることができるよう取り組む必要がある。	引き続き、既存の普及啓発媒体に加え、6年度に作成する動画等によりポータルサイトを案内し、自助グループの案内等、県民に広く広報できるよう努める。	3,626	3,626	小佐野、山口 (5189,4730)	
② 就労、復職の支援(職域におけるアルコール依存症の特性や対応方法等の知識の普及)																							
94	精神保健福祉センター		職域研修「働く人のメンタルヘルス研修会」等における相談窓口の周知	保健福祉事務所・センター及び保健所が労働基準監督署単位で開催する職域研修「働く人のメンタルヘルス研修会」等の機会を通じて、アルコール健康障害について情報提供し、相談窓口や専門医療機関等の周知に取り組む。	県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会の開催の際には、アルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識について普及啓発を行った。			B										【自己評価の理由】 アルコール健康障害等のリーフレットの配架をお願いしたり、部数が不足した際には必要分送付するなど、啓発に取り組むことができたことと判断したため。	職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していくことが必要である。	-	-	小林 (2108)	
95	雇用労政課		労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発【再掲】	かながわ労働センターが実施する「働く人のメンタルヘルス相談」、一般労働相談、労務管理セミナー等の機会に、アルコール関連問題に関するリーフレットの資料を配付し、啓発に取り組みます。	なし			E										【自己評価の理由】 今後は関係課と協力し、アルコールに関するリーフレットを配布することで、労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発をしていく必要がある。 ※がん・疾病対策課よりリーフレットの配布が無く、雇用労政課も求めなかったため今後は協力して取り組む必要がある。	リーフレットの配布先について検討し、今後配布していく	かながわ労働センターが実施する働く人のメンタルヘルス相談、労務管理セミナーの機会にアルコール関連問題に関するリーフレットの資料を配布し、啓発に取り組む。	なし	なし	林 (5746)

構成施策事業													課題			次年度の方向性 (令和6年度分)			(参考)		
大柱	中柱	小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率	課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	予算額 (千円)	決算額 (千円)	担当者 (内線)	
			96	がん・疾病対策課	一般の医療従事者向けの治療ガイドラインを 基にした研修の周知【再掲】	アルコール健康障害の早期発見、早期介入のため一般の医療従事者(内科、救急等)向けの治療ガイドライン(減酒指導、専門医療機関との連携等を含む。)を基にした国の研修を精神科医療機関(依存症治療を専門としない医療機関を含む。)や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者(内科、救急、産業医等)に周知を図ります。	令和5年度は下記の研修を関係機関に周知した。 ○令和5年度研修 ・アルコール依存症臨床医等研修 ・アルコール依存症集団療法研修 ・全国依存症対策研修 ・第1回ブリーフ・インターベンション & HAPPYプログラム研修会 ・第2回ブリーフ・インターベンション & HAPPYプログラム研修会 ○周知先 ・保健福祉事務・センター ・県精神保健福祉センター ・県内の精神科病院(政令指定都市を除く) ・県立精神医療センター ・県精神神経科診療所協会			B	【自己評価の理由】 左記の研修について、精神科医療機関のほか、保健事務所・保健所等に案内した。参加職種は、医師に限らず看護師や精神保健福祉士等様々であり、広くアルコール依存症に関する早期介入方法や治療について周知できたと判断した。					精神科医療機関に限らず、内科や救急等アルコール依存症に関わりのある機関に対しての周知を強化する必要がある。	引き続き県所管域の医療機関や保健所等に向けて研修の周知を図る。	-	-	三浦 (4729)	

構成施策事業													課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	(参考)							
大柱一中柱一小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)			進捗率	予算額 (千円)	決算額 (千円)	担当者 (内線)				
(2) 民間団体の活動支援																						
① 地域における自助グループや回復支援施設等との連携																						
	97	がん・疾病対策課	自助グループや回復支援施設等との連携と支援	保健福祉事務所・センター及び保健所が行っている地域支援において、自助グループや回復支援施設等との連携を図ります。県内の自助グループや回復支援施設等が開催する研修会へ講師派遣への協力等をすることを通じ、その活動を支援します。	・酒害相談員研修事業について、神奈川県断酒連合会に事業委託している。 ・依存症家族講座や包括相談会等において、回復施設から相談員の派遣を依頼した。 ○令和5年度酒害相談員研修会 参加人数：100名(断酒会会員84名 医療機関・行政職員16名) ○令和5年度依存症家族講座 講師：榊田氏(NPO法人ASK副代表) ASK依存症予防教育アドバイザー 白井氏(ハトリス家族会) 、ナラン氏(NPO法人ワイアラン横浜リカバリーコミュニティー)			B									様々な依存症のグループや支援施設の把握	引き続き自助グループや回復施設との連携に努める。			山口 (4730)	
	97	精神保健福祉センター	自助グループや回復支援施設等との連携と支援	保健福祉事務所・センター及び保健所が行っている地域支援において、自助グループや回復支援施設等との連携を図ります。県内の自助グループや回復支援施設等が開催する研修会へ講師派遣への協力等をすることを通じ、その活動を支援します。	・酒害相談員研修事業について、神奈川県断酒連合会に事業委託している。 ・横浜ひまわり家族会主催の講演会に後援名義使用を承認した。 ・依存症家族講座や包括相談会等において、回復施設から相談員の派遣を依頼した。			A									地域の重要な社会資源として、自助グループや回復支援施設等の周知を促進するため、さらなる連携が必要である。	引き続き、研修会の協力をして、連携を図っていく。			小林 (2108)	
	98	がん・疾病対策課	依存症治療拠点機関等連携会議における検討【再掲】	依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組みにつなげます。	令和5年度 第1回：令和5年6月20日(オンライン) 第2回：令和6年3月22日(書面)			A									依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関の連携を進めるとともに、依存症対策に関する課題等の共有し、早期に必要な支援が提供できる体制を構築する必要がある。	引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。				
	99	精神保健福祉センター	依存症相談拠点機関連携会議における検討【再掲】	県及び政令市の依存症相談拠点機関を構成員とした「依存症相談拠点機関連携会議」において、密接な連携を図るとともに情報や課題を共有し、必要な施策を検討します。	依存症相談拠点機関連携会議 参加者：14名			A										4県市依存症相談拠点事業のセミナー等の日程について重なっているところがあった。	来年度の予定を共有し、日程の重なりを避ける。			篠崎 (2107)
	100	精神保健福祉センター	地域依存症対策担当者会議における検討【再掲】	県の精神保健福祉センター・保健福祉事務所・センター及び横浜、藤沢市、茅ヶ崎市の保健所を構成員とした「地域依存症対策担当者会議」において、密接な連携を図るとともに情報や課題を共有し、必要な施策を検討します。	地域依存症対策担当者会議 参加者：25名			A										相談の1割程度が依存症の相談であるが、特化した取り組みはできていない。	共催での事業支援や支援も検討していく。			篠崎 (2107)
	101	がん・疾病対策課	県アルコール健康障害対策推進協議会における検討【再掲】	市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等を構成員とした「県アルコール健康障害対策推進協議会」において、関係者同士が連携しながら、医療提供体制の充実に向けて検討し、取組みにつなげます。	令和5年度は計1回開催した。 ○令和5年度アルコール健康障害対策推進協議会 開催日：令和5年9月7日(木) 会場：中小企業共済会館401会議室 議題： (1)「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」(第1期)の達成状況について (2)「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」(第2期)の概要及び進行管理について			B									当計画に位置づけた施策や数値目標の達成状況の把握とそれに対する課題の掘り起こしや施策の見直し、新たな施策の検討。	県民が相談機関・医療機関につながるような、6年度に作成する広報物を工夫し、記載内容・配布先等について検討する。				
	102	がん・疾病対策課	かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供【再掲】	アルコール依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。	令和5年度の月別アクセス数は次のとおりであった。 【4月】865件、【5月】4812件、【6月】4918件、【7月】4048件、【8月】4274件、【9月】4811件、【10月】5227件、【11月】5365件、【12月】4393件、【1月】14716件、【2月】5113件、【3月】5116件	○	かながわ依存症ポータルサイトのアクセス数の増加	B	6000件/月	3300件/月	4472件/月	6000件/月	75%		3,626	3,626	小佐野、山口 (5189,4730)					
② 自助グループや回復支援施設等の活動の周知																						
	103	精神保健福祉センター	自助グループや回復支援施設等の活動の周知	地域の重要な社会資源として、自助グループや回復支援施設等について、地域関係機関に情報提供し、活動の周知に取り組めます。県精神保健福祉センターが開催する講演会等の機会を活用し、自助グループや回復支援施設等の役割を啓発します。また、動画の活用など、より効果的な周知方法について、検討します。	依存症面接相談にて情報を必要とする相談者に情報提供を行った。 保健所等の会議において、新規設立した施設の紹介をした。 主催の研修会や講演、担当者会議に自助グループや回復支援施設等の職員をお呼びし、活動についてお話しいただいた。			A									地域での情報提供や、関係者の参加する場に、自助グループや回復支援施設等の職員を呼んでお話しいただく機会を作ったことで、活動内容の周知や関係づくりに取り組めたことと判断したため。	引き続き、講演会などで自助グループや回復支援施設等の職員をお呼びするなど、連携を図っていく。			小林 (2108)	
	104	がん・疾病対策課	かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供【再掲】	アルコール依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。	令和5年度の月別アクセス数は次のとおりであった。 【4月】865件、【5月】4812件、【6月】4918件、【7月】4048件、【8月】4274件、【9月】4811件、【10月】5227件、【11月】5365件、【12月】4393件、【1月】14716件、【2月】5113件、【3月】5116件	○	かながわ依存症ポータルサイトのアクセス数の増加	B	6000件/月	3300件/月	4472件/月	6000件/月	75%		3,626	3,626	小佐野、山口 (5189,4730)					

構成施策事業													課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	(参考)					
大柱一中柱一小柱	No.	所管課	施策名	内容	実績	計画	項目	判定	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)			進捗率	予算額 (千円)	決算額 (千円)	担当者 (内線)		
4 基盤整備																				
(1) 人材育成																				
	105	精神保健福祉センター	神奈川県酒害相談員研修会事業等の実施【再掲】	酒害相談員が酒害に対する理解と知識を深め、自らの体験を酒害に悩む人々への相談支援に生かすため、酒害相談員研修会と酒害相談員地区別一般研修会を実施します。	【酒害相談員研修会】 横浜市健康福祉総合センターにて開催 「アルコール依存症の理解と支援者の対応」 【地区別一般研修】 実施回数:20回 参加者数:851名			A									558	558	小林 (2108)	
	106	精神保健福祉センター	アルコール健康相談研修の実施【再掲】	県精神保健福祉センターにおいて、関係機関の職員等を対象に、アルコール健康障害について理解するとともに、アルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶことを目的として研修を実施します。	令和5年度アルコール健康相談研修「アルコール依存症の理解と支援者の対応について」 参加者:38名	○	累計受講者数の増加	B	200人	139人	38人	40人	95%				38 +需用費+役務費	28 +需用費+役務費	小林 (2108)	
	107	がん・疾病対策課	依存症セミナーの実施(保健・福祉・介護・司法等相談従事者向け)【再掲】	依存症治療拠点機関等は、様々な分野に従事する支援者等を対象に、アルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶことを目的として研修を実施します。	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者や相談支援に従事する者を対象とした研修を行った。(参加者 精神医療センター18名、北里大学病院192名)	○	累計受講者数の増加	A	1000人	685人	210人	200人	105%					1,982	1,982	山口 (4730)
	108	がん・疾病対策課	依存症セミナーの実施(医療従事者向け)【再掲】	依存症治療拠点機関等は、医療従事者向けに対応する従事者の人材育成に取り組みます。	依存症治療拠点機関にセミナー及び研修等の開催を委託する形で実施 ○依存症医療研修(精神医療センター) 開催日:令和5年7月12日 対象者:医療従事者、地域関係機関等 研修内容:依存症の概要、治療プログラム等 参加者:40名 ○依存症医療研修(北里大学病院) 開催日:令和6年2月15日 対象者:医師、看護師、精神保健福祉士等医療従事者 研修内容: ①誰も傷つけない、医療者も回復できる支援～医師の視点から ②あの時は分からなかったけど、出会いの関わりが点となり…今がある 参加者:103人	○	累計受講者数の増加	B	200人	126人	143人	200人	72%							
	109	がん・疾病対策課	一般の医療従事者向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知【再掲】	アルコール健康障害の早期発見、早期介入のため一般の医療従事者(内科、救急等)向けの治療ガイドライン(減酒指導、専門医療機関との連携等を含む。)を基にした国の研修を精神科医療機関(依存症治療を専門としない医療機関を含む。)や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者(内科、救急、産業医等)に周知を図ります。	令和5年度は下記の研修を関係機関に周知した。 ○令和5年度研修 ・アルコール依存症臨床医等研修 ・アルコール依存症集団療法研修 ・全国依存症対策研修 ・第1回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ・第2回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ○周知先 ・保健福祉事務・センター ・県精神保健福祉センター ・県内の精神科病院(政令指定都市を除く) ・県立精神医療センター ・県精神神経科診療所協会			B												三浦 (4729)
	110	がん・疾病対策課	一般の精神科医向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知【再掲】	一般の精神科医向けの治療ガイドライン(断酒、減酒の考え方や動機づけ面接などの支援方法を含む。)を基にしたアルコール依存症に関する早期介入方法や治療についての国の研修を精神科医療機関(依存症治療を専門としない医療機関を含む。)の精神科医に周知を図ります。	令和5年度は下記の研修を関係機関に周知した。 ○令和5年度研修 ・アルコール依存症臨床医等研修 ・アルコール依存症集団療法研修 ・全国依存症対策研修 ・第1回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ・第2回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ○周知先 ・保健福祉事務・センター ・県精神保健福祉センター ・県内の精神科病院(政令指定都市を除く) ・県立精神医療センター ・県精神神経科診療所協会			B												三浦 (4729)
(2) 調査研究の推進																				
	111	がん・疾病対策課	アルコール健康障害に関する実態調査	国における先行調査等を踏まえ、依存症治療の拠点機関等関係機関と連携し、本県におけるアルコール健康障害の実態把握や調査研究に取り組みます。	国が実施した「令和4年度 飲酒実態やアルコール依存に関する意識調査」、「令和5年度 アルコール依存症に対する世論調査」、本件の「県民ニーズ調査」、ほか県機関の相談実績等を踏まえ、アルコール健康障害対策の取組を検討した。			B												小佐野 (5189)